

日時：令和4年11月9日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、浅井委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第223回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「令和4年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和4年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について、御説明いたします。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜、資料1-2の関係箇所を御参照いただければと思います。資料1-1の概要資料は、資料1-2の本体資料の内容について大きく四つの項目に取りまとめています。

まず、資料の1ページを御覧ください。

一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。まず、左上の「令和2年改正法の円滑かつ適切な施行等に関する取組」についてですが、4月に全面施行された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる令和2年改正法の周知広報のために、事業者等を対象とした説明会を随時実施しました。

次に、「令和3年改正法の円滑かつ適切な施行等に関する取組」についてですが、令和5年4月の全面施行を踏まえ政令等を改正したほか、地方公共団体等における条例整備等に対して必要な支援を実施しました。

次に、右上の「個人情報保護法に基づく監視・監督」についてですが、個人情報取扱事業者等に対する監督については、個人データの漏えい等事案の報告の受付1,587件をはじめ、記載の件数を実施するとともに、個別の事案として、尼崎市の委託を受けていたBIPROGY社に対して指導を行いました。加えて、4月から新たに行政機関等が監視対象となりましたが、保有個人情報の漏えい等事案の報告の受付49件をはじめ、記載の件数を実施しました。

最後に、右下の「個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」についてですが、個人情報等の効果的な活用の促進のためにQ&Aを改正したほか、認定個人情報保護団体

に関する取組として、令和2年改正法にて設けられた特定分野を対象とする認定個人情報保護団体を新たに1団体認定しました。

続いて、二つ目の項目は「マイナンバー法に関する事務」でございます。

まず、左側の「マイナンバー法に基づく監督等」についてですが、令和3年の個人情報保護法及びマイナンバー法の改正を踏まえて、各種マイナンバーガイドラインについて、地方公共団体の条例に関する記述を整理するなどの改正を8月に行いました。また、監督等については、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付77件をはじめ、記載の件数を実施しました。

次に、右上の「特定個人情報保護評価」についてですが、行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で5件を承認しました。

最後に、右下の「独自利用事務の情報連携」についてですが、地方公共団体から届出を受け付け、令和5年2月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、1,247の地方公共団体からの9,160件となる見込みです。

続いて、2ページに移ります。

三つ目の項目は「国際協力」でございます。

まず、左側の「DFFT推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築」についてですが、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、関係当局間でレビュー協議を継続的に実施したほか、第2回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合に委員長が参加するなどしました。

次に、右上の「国際動向の把握と情報発信」についてですが、世界プライバシー会議（GPA）内のワーキンググループに参加し、最新の国際動向を把握するとともに、国内の事業者の国際的な活動に資するために、EU・GDPRに係るガイドライン情報を拡充しました。

最後に、右下「国境を越えた執行協力体制の強化」についてですが、令和5年に我が国がG7ホスト国となることを念頭に、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの執行協力作業部会を主催しました。また、英国及びシンガポールの関係機関との間で協議を行い、関係強化に努めました。

最後に四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。まず、「相談受付等」についてですが、民間部門では、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付13,958件や、個人情報の取扱いに関するあっせん申出受付14件等、記載の件数を受け付けました。

加えて、法改正に伴い4月から新たに始まった公的部門に関する相談については、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付1,054件等を受け付けました。

次に、「広報・啓発」についてですが、事業者をはじめ国民に幅広く適切に個人情報保護制度を周知するために、オンラインでの説明会等を含め、事業者団体主催の研修会等への講師派遣を行いました。また、小学生を対象として、個人情報保護の大切さを伝える出

前授業を行いました。加えて、当委員会の公式SNSにて新着情報や活動情報等を積極的に発信しました。また、地方公共団体の事務担当者に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての説明を実施しました。

以上のとおり、「令和4年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」を委員会にお諮りし、ホームページにて公表させていただきたく存じます。

続いて、参考資料の注意喚起について御説明いたします。

令和4年度上半期においては、漏えい等事案の件数が前年度上半期報告の517件から1,587件へと大きく増加しています。主なものとしては、病院・薬局における要配慮個人情報を含む書類の誤交付及び紛失、ウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス等です。

まず、病院・薬局における要配慮個人情報を含む書類の誤交付及び紛失ですが、1ページの(1)のとおり、処方箋の誤交付等が発生しており、不注意が原因ですが、要配慮個人情報は慎重な取扱いが求められるため、(2)のとおり、ガイドライン等を踏まえ適切な安全管理措置を講ずる必要があること、個人情報の取扱いに関する意識の涵養やマニュアルに基づく対応について、研修等を通じて周知徹底するよう注意喚起を行う予定です。

次に、ウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス等ですが、2ページの(1)のとおり、VPN機器の脆弱性による不正アクセス、SQLインジェクション攻撃、Emotetの感染等が発生しております。(2)のとおり、基本的な対応により防止できるケースもあるので、ガイドラインや委員会ホームページの掲載資料に記載されている対策例も踏まえ、適切な安全管理措置を講ずるよう注意喚起を行う予定です。

注意喚起文書については、上半期報告と同時に委員会ホームページに掲載するとともに、認定団体に対し、その傘下にある事業者への周知を依頼する予定です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 令和3年改正法の全面施行に向けた取組の重要性等に関連して、一言申し上げたいと思います。

令和4年度上半期の活動実績を振り返ると、まず、令和2年改正法が全面施行され、改正法に対応した周知広報や監視監督活動の充実と強化等を行ってきました。そして、令和3年改正法の来年4月の全面施行に向けて、政令や規則、ガイドライン等の改正を行い、施行準備を着実に進めているほか、地方公共団体等における条例整備をはじめとした準備作業に対しても様々な支援を行ってきました。

具体的には、全国を五つのブロックに区分し、区分ごとに地方公共団体の業務に精通する職員を新たに4月から多数配置した上で、地方公共団体からの条例案の内容等に関する照会に対してきめ細かく助言等を行い、また、地方公共団体からの依頼に応じて、説明会等への講師の派遣を7件行いました。

地方公共団体においては、現在、多くの団体が個人情報保護法施行条例案の議会上程を予定しているところですが、引き続き、円滑かつ適切な施行に向けて、改正法の周知広報や地方公共団体等への支援等を丁寧に行っていくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

上半期の監視・監督に関しまして、個人データの適正な取扱いについて一言申し上げたいと思います。

令和2年改正法の全面施行に伴い、4月から漏えい等の報告が義務化されました。上半期に当委員会に報告された漏えい等事案の大半を、病院・薬局等における要配慮個人情報を含む書類の誤交付等や不正アクセス等による漏えいが占めております。

こういった結果を踏まえ、来年からの令和3年改正法の全面施行も見据え、仕事のやり方の見直しや、改善した事例の共有化等を含め、事業者への注意喚起等、漏えい防止のための広報啓発活動をしっかりと行っていく必要があります。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言申し上げます。

報告書を拝見しますと、令和2年改正法の全面施行や令和3年改正法の一部施行があり、それにより、前年度に比べて当委員会の所掌範囲が非常に拡大して様々な活動が行われ、まさに今、新しいステージに立っているということを改めて感じております。

それは一方で、当然ながら当委員会に課される責務もこれまで以上に重くなったということであり、来年、日本で開催するG7ラウンドテーブルに向けた準備や地方公共団体も含めた個人情報保護法制の一元化、令和3年改正法の完全施行等について、令和4年度下半期もしっかりと取り組まなければならないと肝に銘じております。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定について」、事務局から説明をお

願いたします。

○事務局 令和4年10月24日付けで特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構より、個人情報の保護に関する法律第50条第1項に規定する認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定に係る申請が行われております。

同機構は、現在、業務の範囲を限定しない認定個人情報保護団体であるところ、本認定に係る申請において、資料2の2のとおり、その業務の範囲を限定しようとするものでございます。

申請団体の概要については、資料の1に記載のとおりでございます。

また、資料の2に記載のとおり、本申請により、その業務の範囲を防犯カメラを用いた警備業務及び防犯システムの提供業務に限定するものでございます。

本申請については、個人情報の保護に関する法律第50条第2項が準用する同法第49条、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」等に基づいて審査を行っております。

本資料の別添1を御覧ください。別添1は、個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定められた、申請のために当委員会に提出しなければならない書類に該当する書類が提出されているかを確認したものであり、不備は認められませんでした。

次に、本資料の別添2を御覧ください。別添2は、個人情報の保護に関する法律第50条第2項が準用する同法第49条各号に定められた認定の基準に基づいて審査した結果をまとめたもので、いずれも適合するものと認められました。

同機構について、認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定がされた場合には、個人情報の保護に関する法律第50条第1項に基づき、変更の認定をする旨を別添3の認定通知文書により通知することとしたいと存じます。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願いたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり認定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

なお、本議案の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議案の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。